

## 宮崎市生活困窮者等家計改善支援事業実施要領

本要領は、厚生労働省社会援護局課長通知に基づく「被保護者家計改善支援事業（一般事業分）」及び生活困窮者自立支援法に基づく「家計改善支援事業」の両事業を本市で一体的に実施する上で必要となる事項について定める。

### 1. 目的

本業務は、本市に居住し、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者及び被保護者（以下「生活困窮者等」という。）からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期の生活の再生及び自立の助長を目的とする。

### 2. 実施主体

本事業の実施主体は、宮崎市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他本市が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3. 支援対象者

本事業の支援対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に規定する「生活困窮者」のうち、「宮崎市自立相談支援センター」で相談・支援を受けている家計に課題を抱える者。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する「被保護者」のうち、家計に課題を抱えている者及び大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯。

### 4. 事業内容

本業務の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに生活困窮者等の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活の再生及び自立の助長のため、以下の取り組みを実施することとする。

#### (1) 支援内容

##### ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

##### イ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、本市担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過重債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

オ 支援調整会議や支援会議、関係機関との協議への参加

(2) 支援の流れ

家計改善支援事業は、本市職員（事業担当者、被保護者担当ケースワーカーなど）、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者等就労準備支援事業及び子どもの居場所づくり事業とアセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。

ア 生活困窮者等の把握、アウトリーチ

生活困窮者自立相談支援事業、被保護者担当ケースワーカー、生活困窮者等就労準備支援事業及び子どもの居場所づくり事業との連携体制を構築するとともに、多重・過重債務の相談窓口や貸付機関、との連携を図り、早期発見や早期支援のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施するなど、対象者の早期把握に向けた取り組みを行う。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計を見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則1年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

エ 支援調整会議への参加

家計改善支援員は、自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議する。

オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、上記（1）による支援サービスを提供する。

カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援センター等との情報共有を図る。

#### キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

#### (3) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う宮崎県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。なお、これらの公的貸付制度は市県民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

#### (4) 配置職員

家計改善支援員は、次のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であること。

- ア 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- イ 社会福祉士の資格を有する者
- ウ 社会保険労務士の資格を有する者
- エ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- オ その他アからエに掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

### 5. 留意事項

#### (1) 事業の実施方法

具体的な事業の実施方法は、「家計改善支援事業実施要領」、「被保護者就労準備支援等事業実施要領」（平成27年7月27日社援発0727第2号生活困窮者自立相談支援事業等の実施について別添6、別添4）、「『生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について』の一部改正について」（令和2年12月28日社援地発1228第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別添5「家計改善支援事業の手引き」）、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」（令和3年9月8日社援発0908第24号）及び「『被保護者家計相談支援事業の実施について』の一部改正について」（平成31年3月29日社援保発0329第4号）によるところとする。

#### (2) 使用帳票等

本事業の実施に際し使用する帳票等の様式は、「家計改善支援事業の手引き（添付書類）」に定める様式によるところとする。

また、各帳票類については利用者ごとに支援台帳を作成し、管理すること。

(3) 個人情報の取扱いについて

関係機関と対象者の個人情報を共有する場合に本人から同意を得るほか、「個人情報の保護に関する法律（平成15年律第57号）」及び「宮崎市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な取扱いを行うこと。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年12月1日から施行する。